

## 第 3 7 8 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 3月29日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求を行った。

調達案件番号21-14- 1- 9920140224001

幼児教育・保育の無償化認定事務にかかる労働者派遣業務委託案件に伴う公開請求

①派遣労働者の賃金公開請求（以下「本件公開請求①」という。）

②落札者への調査内容・項目及び方法の公開請求

（派遣労働者の待遇決定方式の調査内容などその他調査項目や方法、労使協定方式の場合の協定確認方法など）（以下「本件公開請求②」という。）

- 2 同年 4月12日、実施機関は、本件公開請求①に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書①」という。）を所持していないこと及び本件公開請求②に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書②」という。）を作成していないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 5月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

弁明書によると、実施機関は、本件対象文書①及び②（以下「本件各対象文書」という。）を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

- 1 審査請求人は、実施機関が令和 3年 2月24日に入札公告（以下「本件入札公告」）を行った幼児教育・保育の無償化認定事務にかかる労働者派遣業務委託（以下「本件派遣業務委託」という。）に関し、落札者である派遣元事

業者（以下「派遣元事業者」という。）が各派遣労働者に支払う実際の賃金及び実施機関が派遣元事業者に対して行った、調査内容・項目及び方法（派遣労働者の待遇決定方式の調査内容、その他調査項目や方法及び労使協定方式の場合の協定確認方法など）が記載された文書を請求している。

- 2 しかし、実施機関では、一派遣事業者として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、労働派遣契約事務を行っているところであるが、各派遣労働者の実際の賃金及び派遣元事業者が実際の派遣労働者の賃金を決定するにあたり、労使協定方式を採用した場合の具体的な協定内容については、法上、派遣先事業者が確認すべき義務はないため、当該事務において、行政文書の作成が必要とされているものではない。
- 3 また、派遣元事業者に対する派遣労働者の待遇決定方式の調査内容、その他調査項目及び方法に関する行政文書については、法を所管する厚生労働省が広く派遣先事業者に向けて作成した文書等で当該事務を行うことが可能であり、実施機関が個別に作成を行う必要はないと考えられる。
- 4 なお、審査請求人は、派遣労働者の賃金及び派遣労働者の待遇にかかる派遣元事業者への調査内容等の行政文書が存在するはずと主張しているが、実施機関では、実際に請求のあった行政文書を作成していない。
- 5 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって、本件審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求めるものである。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 名古屋市という公的な入札案件にもかかわらず、入札実施後の調査や仕組みが行政として確立されておらず、文書等が存在しないということは、案件毎に調査内容の差異が生じることになるので、文書が存在するものとする。

(2) 入札後の派遣労働者の賃金を把握せず、安易に安価な落札価格で決定しているという点では、労働者側の秩序が守られていないことになるので、把握するものが存在すると考える。

(3) 規制がないという理由は、無責任ではないか。公共事業としては、受ける企業側・働く労働者の利害を考えることが、本来の意義ではないか。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件各対象文書の有無が争点になっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件派遣業務委託について

令和 2年度まで区役所・支所で行っていた「幼児教育・保育の無償化」にかかる認定事務について、令和 3年度から集約化（センター化）するにあたり、令和 3年 4月から 9月は保育企画室、同年10月以降は業務の委託事業者で事務を行うことになった。同年 4月から 9月の期間に保育企画室で一時的に増加する業務に対応するため、書類の整理業務、システム入力業務、電話対応業務及び資料作成等の事務補助業務を行う事務補助員を必要とし、労働者派遣業務委託を行ったものである。なお、本件派遣業務委託にあたっては、一般競争入札（以下「本件入札」という。）において、契約の相手方の決定が行われた。

### 4 本件各対象文書について

#### (1) 本件対象文書①について

ア 本件対象文書①は、審査請求人の主張を踏まえると本件派遣業務委託にあたり、落札事業者から派遣労働者に支払われる賃金について記載の

ある文書と解される。

イ 本件派遣業務委託は、上記 3のとおり一般競争入札により契約の相手方を決定しており、本件対象文書①が、落札者事業者から派遣労働者に支払われる賃金、つまり金額について記載のある文書であることから、まず本件入札にかかる落札事業者が提出した入札書（以下「本件入札書」という。）について検討を行う。

ウ 本件入札書について実施機関に確認したところ、総時間数、単価及び総額（入札金額）を記載した入札書は提出されているとのことであったが、そこに記載のある単価は、入札金額から総時間数を割った金額に過ぎず、各派遣労働者に支払われる賃金を示しているものではないとのことであった。

エ 「単価」という表現のみに着目すれば、派遣労働者に支払われる賃金を指すものと捉えられる余地はあるものの、本件入札書の項目が総時間数、単価及び入札金額であることから、この単価には派遣労働者に支払う賃金をはじめ当該事業にかかる諸経費等も含まれると考えるのが自然である。

オ そのため、本件入札書は本件対象文書①に該当するとは認められない。

カ なお、名古屋市契約事務手続要綱（以下「要綱」という。）によると入札書とともに積算内訳書を入札参加者に提出させる場合があるため、積算内訳書についても検討を行う。

キ 積算内訳書は入札部署が指定する様式により、入札者が作成・提出するものであり、予定価格を事前公表する入札を行う場合は原則として作成させ、それ以外の場合は必要と認める場合に作成させることができるものである。積算内訳書を作成させる場合は、いずれの場合も入札説明書によりその旨を周知する必要がある。

ク 当審査会において本件入札にかかる入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）を確認したところ、積算内訳書の作成についての記載は認められなかった。また、実施機関に確認したところ、本件入札においては積算内訳書の作成を求めておらず、提出も受けていないとのこと

あった。

ケ そのため、本件入札において積算内訳書は存在しないと認められる。

コ 以上のことから、本件対象文書①が存在しないことについての実施機関の説明に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

サ したがって、本件対象文書①は存在しないと認められる。

(2) 本件対象文書②について

ア 本件対象文書②は、本件派遣業務委託における落札者への調査内容・項目及び方法について記載のある文書であり、落札者への調査が行われていることが前提とされている。

イ 審査請求人の主張を踏まえると、本件対象文書②は入札事務における落札者への調査と解されるため、この点について検討を行う。

ウ 要綱によると、入札における調査制度として低入札価格調査制度（以下「制度」という。）が設けられている。そして、名古屋市低入札価格調査要領によると、当該制度の適用にあたっては、入札公告又は入札説明書に当該制度の適用に関する事項を記載する必要があるとされている。

エ 当審査会において本件入札公告及び本件入札説明書を確認したところ、制度の適用に関する事項についての記載は認められなかった。また、実施機関に確認したところ、本件入札においては、低入札価格調査を行っていないとのことであった。

オ なお、本件公開請求②の請求書の記載からは、法に基づく落札者への調査とも解されるが、当審査会において法を確認したところ、派遣先事業者が派遣元事業者に対して何かしらの調査を行う義務を負っていることは確認できなかった。また、実施機関に確認したところ、落札事業者に対して法に基づく何かしらの調査は行っていないとのことであった。

カ 落札者に対する調査が行われていない以上、本件対象文書②が存在しないことについての実施機関の説明に特段不合理な点はなく、これを覆

すに足りる事実も認められない。

キ したがって、本件対象文書②は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 6月 2日	諮問書の受理
30日	弁明書の写しの受理
7月 1日	審査請求人に、本件各審査請求にかかる弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年12月 2日 (第56回第 2小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第57回第 2小委員会)	調査審議
2月 3日 (第58回第 2小委員会)	調査審議
3月 3日 (第59回第 2小委員会)	調査審議
28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充